

宮崎大学学術情報リポジトリ運用指針

平成19年3月27日

附属図書館運営委員会 決定

改正 平成27年1月20日 令和6年7月16日

(趣旨)

1. 宮崎大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された教育・研究成果物（学術コンテンツ）を収集し、宮崎大学学術情報リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）へ恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに社会に対する貢献を果たすものとする。

(リポジトリの管理・運用)

2. 附属図書館は、宮崎大学オープンアクセスポリシーに基づき、情報基盤に関する専門部署と連携してリポジトリを管理・運用する。

(学術コンテンツの登録要件)

3. 登録対象となる学術コンテンツは以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる区分のいずれかに属するものであること
 - ①学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
 - ②本学の部局または構成員が主体となって刊行する紀要・研究記録等
 - ③学位論文（博士論文、修士論文）・卒業論文
 - ④報告書（研究報告書、テクニカルレポート等）
 - ⑤各種研究成果物の根拠となる研究データ
 - ⑥教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
 - ⑦その他
 - (2) 本学教職員及び大学院生が主たる作成者であること
 - (3) 内容に明白な誤りのないこと
 - (4) 法令上、社会通念上、または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録)

4. リポジトリに学術コンテンツを登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する教職員、大学院生
 - (2) 附属図書館
 - (3) その他、附属図書館長が特に認めた者
5. 登録者は、所定の手続きを行い、自らが作成した、もしくは作成に関わった学術コンテンツを、リポジトリに登録することができる。また、附属図書館は、「宮崎大学オープンアクセスポリシー」等により必要な場合に、対象となるコンテンツをリポジトリへ登録することができる。

(登録された学術コンテンツの利用)

6. 附属図書館は以下の方法により、リポジトリに登録された学術コンテンツを恒久的に利用できるようにする。
 - (1) 学術コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
 - (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無償で公開（送信）する
 - (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う

7. 附属図書館は、リポジトリに登録された学術コンテンツの利用については、以下のことを遵守する。
- (1) 「6」に挙げた利用方法以外による利用は行わない
 - (2) ネットワークを通じて学術コンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する

(学術コンテンツの著作権と利用許諾)

8. リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は附属図書館に対し、「6」に定める利用を無償で許諾する。
9. リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が登録者を含む複数の者（共著者）に帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し、「6」に定める利用を無償で許諾することについて、著作権の帰属する全員より同意を得るものとする。
10. リポジトリに登録する学術コンテンツの著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、附属図書館の協力の下、「6」に定める利用を無償で許諾することについて、当該著作権者から同意を得るものとする。
11. 学術コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館に移転されることはなく、著作権者の元に留保される。

(学術コンテンツの削除)

12. 附属図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術コンテンツを削除することができる。
- (1) 登録者が、削除の申請を行い、それを附属図書館長が承認した場合
 - (2) 公序良俗に反する、または、盗用・剽窃等による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館長が削除の決定を行った場合

附則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年2月1日から施行する。

附則

この指針は、令和6年7月16日から施行する。